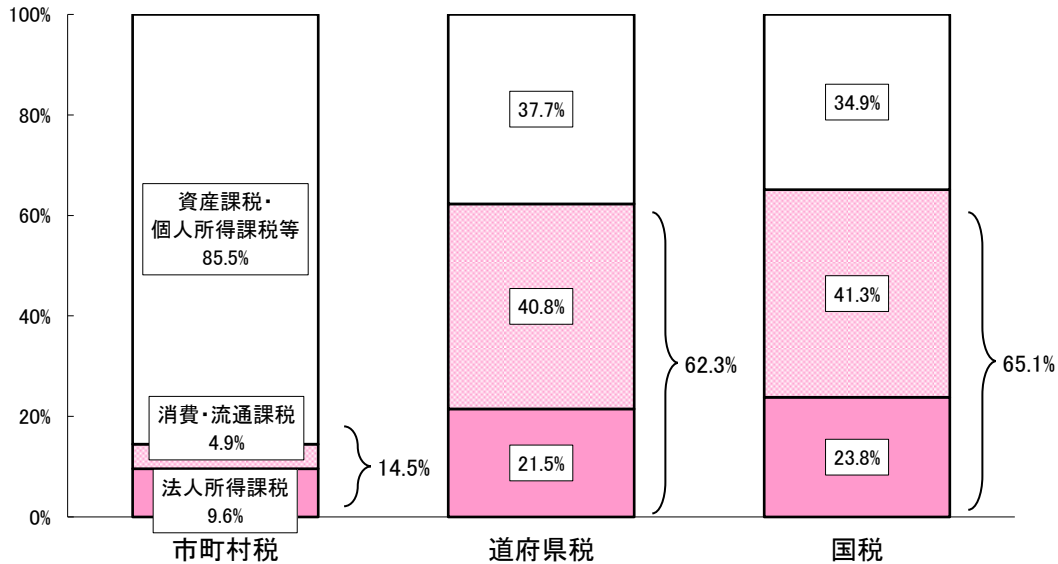


②都市的税目に乏しい市町村税

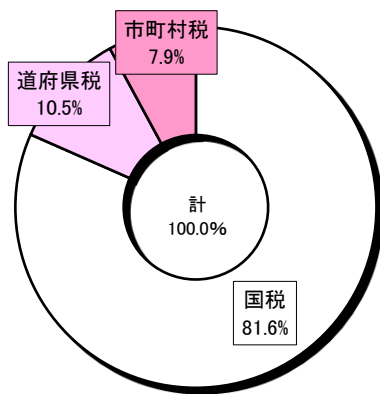
➤ 市町村税は、法人所得課税、消費・流通課税といった経済活動を反映する都市的税目に乏しいため、増大する都市的財政需要に市税収入が対応しきれない大きな要因となっています。

都市的税目の割合比較(平成22年度)

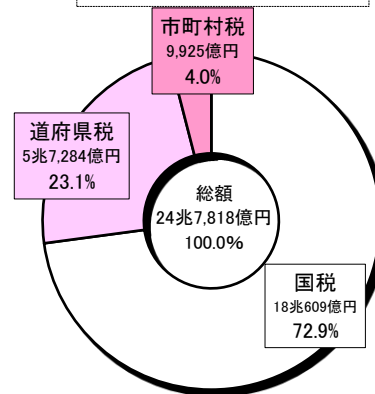


(*)税目の区分は、OECD歳入統計の区分基準による

法人所得課税(実効税率)の配分状況



消費・流通課税の配分状況
平成22年度



(*)実効税率とは、①法人税・法人事業税・地方法人特別税と法人住民税で課税標準が異なること、②法人事業税・地方法人特別税が損金算入されること、を調整したうえで、国と地方を合わせた法人所得に対する統一的な税率水準を表したものである

(*)資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である

(*)復興法人特別税を加味した数値である

(*)地方法人特別譲与税による道府県への還元前の数値であり、還元後は、国税70.8%、道府県税21.3%、市町村税7.9%となる。

(*)地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.2%にすぎない

	法人所得課税	消費・流通課税
国税	法人税、地方法人特別税、復興法人特別税	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、関税など
道府県税	事業税(法人分)、道府県民税(法人分)	地方消費税、たばこ税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税など
市町村税	市町村民税(法人分)	軽自動車税、たばこ税、入湯税など